大阪北摂霊園における使用者からの徴収金に係る未周知　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　対象受検機関：一般財団法人大阪府タウン管理財団

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務事業の概要 | 検出事項 | 改善を求める事項（意見） |
| 一般財団法人大阪府タウン管理財団では、大阪北摂霊園使用規程実施要領（以下「要領」という。）に基づき、墓所の使用者が、墓碑その他の設備工事に着手しようとする場合に、使用者から徴収金（平成26年度実績：合計88件・1,056千円）を徴収している。また、その徴収業務は一般財団法人Ａ（以下「Ａ財団」という）に委託している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事内容 | 単価 | 備考 |
| 墓碑等建立工事（注１） | 区画面積１㎡当たり3,080円 | 区画面積が６㎡を超える芝生墓所の工事については６㎡を上限とする。 |
| 墓碑等移転工事 | 工事１件当たり2,050円 | 霊園内における移転工事については徴収金を徴収しない。 |
| カロート・墓標設置工事（注２、３） | 工事１件当たり1,020円 | － |

（注１）墓碑：埋葬されている方のことが分かる石版もしくはお墓そのものをいう。 （注２）カロート：地下納骨設備をいう。（注３）墓標：遺骨はあるが墓石の建立が先になる場合に、代わりに立てておくものをいう。Ａ財団は、石材店組合等墓所に関連する事業を行う業者を構成員とする団体であり、実際に工事を行った石材店が使用者から徴収金を徴収してＡ財団に納入しているケースがほとんどである。【業務委託契約書】（墓碑等設備工事に伴う金額等の徴収等）第13条　乙（Ａ財団）は、使用者から業務項目に定める墓碑等設備工事の届出を受理したときは、別表１に定める金額（以下「徴収金」という。）を徴収するものとする。　（以下略）【大阪北摂霊園使用規程実施要領】（設備工事の届出等）第７条　墓所の使用者が、墓碑その他の設備工事に着手しようとする場合は、墓碑等設備工事届出書により理事長に届け出て、その承認を受けなければならない。工事完了のときも、また同様とする。２　前項の工事届出書の届出に当たっては、使用者は理事長が別表に定める金額（以下「徴収金」という。）を納付しなければならない。（以下略） | 募集案内や会報、大阪北摂霊園のホームページには、納付方法を含め徴収金に係る事項が全く記載されていない。また、石材店の中には、工事費とは別に徴収金が必要な旨を使用者に説明していない業者が存在する。そのため、使用者は徴収金について何ら知らされることなく徴収されている場合が生じている。 | 徴収金の納付義務や納付方法について、募集案内や会報、ホームページ等に明記し、周知されたい。また、受託業者に対し、徴収金が必要な旨を使用者に明示・説明の上、徴収するよう指導されたい。 |
| 措置の内容 |
| 平成28年３月に、財団ホームページに徴収金の納付義務や納付方法について掲載を行うとともに、平成28年７月発行の大阪北摂霊園ニュースに墓碑建立工事等に係る徴収金の納付について掲載し周知を行った。また、受託業者に対しても、徴収金が必要な旨を使用者に明示・説明を行うよう指導を行った。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成27年12月９日、事務局：平成27年10月26日及び同月28日）